

## (入札説明書)

この入札説明書は、平成25年3月1日付け平成25年地方独立行政法人北海道立総合研究機構栽培水産試験場公告第1号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

### 1 契約担当者等

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長 丹保 憲仁

### 2 入札に付す事項等

- (1) 契約の目的の名称及び数量 平成25年度栽培水産試験場機械設備の運転監視・保守点検等、施設管理委託業務 一式
- (2) 契約の目的の仕様等 別添契約書（案）による
- (3) 契約期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで  
ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 履行場所 室蘭市舟見町1丁目156番3号 栽培水産試験場

### 3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定するボイラー等運転操作の資格及び、庁舎等警備の資格を双方有すること。
- (2) 北海道及び地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (5) ボイラー等運転及び庁舎等警備業務を営み、資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は24月分）の決算において、道内において2に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。（2に定める契約を業務（「ボイラー等運転業務」と「警備業務」の各々をいう。以下同じ。）ごとに別々に契約を締結し履行した場合を含む。）ただし、道から競争入札への参加の排除又は指名停止の決定通知を受けた者のうち直前2営業年度分の期間と参加の排除又は指名停止の期間が重複するものについては、当該参加の排除又は指名停止の期間が経過後に1に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者に限る。
- (6) 胆振総合振興局管内に本店、支店又は営業所を有すること。

### 4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところ

ろにより、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 入札の公告日の翌日から平成25年3月10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時00分まで

イ 申請の方法 持参又は送付とする。（送付の場合、申請時期の最終日の午後5時必着）

ウ 申請書類の提出先 〒 051-0013 室蘭市舟見町1丁目156-3  
栽培水産試験場総務部総務課

（2）審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 5 契約条項を示す場所

室蘭市舟見町1丁目156-3 栽培水産試験場総務部総務課

#### 6 入札執行の場所及び日時

（1）入札場所 室蘭市舟見町1丁目156-3 栽培水産試験場会議室

（2）入札日時 平成25年3月19日（火曜）14時00分

（3）開札場所 （1）に同じ。

（4）開札日時 （2）に同じ。

#### 7 入札保証金及び契約保証金

##### （1）入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金又は、これに代える担保を納付すること。ただし、道総研契約事務取扱規則（平成22年規程第48号。以下「取扱規則」という。）第9条の定めるところにより、入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

##### （2）契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、取扱規則第37条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

8 送付による入札の可否 認めない。

9 契約書作成の要否 要

#### 10 その他

##### （1）無効入札

開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

##### （2）落札者の決定方法

取扱規則第19条第1項に規定する場合を除き、取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定したときは予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

##### （3）落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結は行わない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構栽培水産試験場総務課

イ 所在地 室蘭市舟見町1丁目156-3

(6) 前金払 前金払いはしない。

(7) 概算払 概算払いはしない。

(8) 部分払 部分払いはしない。

(9) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(12) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。なお、承諾依頼に当たっては道総研が指定する様式により依頼すること。

(13) その他

この説明書のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

入札に関し不明な点は道総研栽培水産試験場総務課（電話番号0143-22-2320）

に照会してください。